

質問第七六号

T S M C 誘致に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和六年三月十九日

須藤 元 気

参議院議長 尾辻 秀久 殿

T S M C 誘致に関する再質問主意書

私が提出した「T S M C 誘致に関する質問主意書」(第二百十三回国会質問第四六号)に対して不明瞭な答弁(内閣参質二二三第四六号)があったので再度質問する。

一 答弁の一及び二についてに関して、特定半導体政策施設整備等計画に対して当時の経済産業大臣であった萩生田光一氏が認定し、承認印を押したという理解でよろしいか。

また、T S M C 及び J A S M に対して政府からの補助金等の総額は当該計画のみに限らず総額でいくらかか。

二 答弁の四についてに関して、経済産業省が想定するその他の F i n F e t 技術を有する企業はマイクロンジャパン株式会社とキオクシア株式会社以外のどの企業があるか。具体的な企業名を示されたい。

三 答弁の五についてに関して、政府と T S M C 及び J A S M の間に契約書は存在するの。「存在する」あるいは「存在しない」で回答を示されたい。

また、当時の経産大臣であった萩生田光一氏が認定した T S M C 及び J A S M から提出された特定半導体生産設備計画には「J A S M は、受給がひっ迫した場合には緊急時対応として稼働率を向上させ、増産

に取り組む」と増産を約束する旨の記載がある一方で、「TSMCは、日本政府からの要請に応じ、日本の顧客向けの供給拡大について誠実に協議に応じる」としている。増産は義務付けられるが、供給が義務付けられていないのであれば、まったく意味がない計画である。そのような当該計画に対して認定を出すのは利益供与に該当する可能性があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。